

ふるさとを返せ 津島原発訴訟 原発事故の責任を問いふるさとを原状回復 するために公正な判決を求める署名

仙台高等裁判所第1民事部裁判長 殿

2011(平成23)年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故は、大量の放射性物質を撒き散らし、極めて過酷な被害をもたらしました。とりわけ、福島県浪江町津島地区は、高濃度の放射能汚染のため全域が帰還困難区域とされ、地区内の一部(僅か1.6%)で特定復興再生拠点整備事業が進められていますが、地区住民はふるさとへいつ帰れるか目途も立たないまま、身が震える憤りとふるさとへの痛切な想いを胸に、異郷で避難生活を送らざるを得ない状況にあります。

このため、地区住民は、この過酷事故を引き起こした国と東京電力の法的責任を明らかにし、原発事故前と同様に平穏な日常生活が送れるよう環境の回復(原状回復=ふるさとを返せ)と損害賠償を求めて2015(平成27)年9月福島地方裁判所郡山支部に提訴しました。2021(令和3)年7月に下された判決は、原発事故の甚大性・重大性を真正面から受け止め、国・東電の原発事故に係る責任を明確に認め断罪しました。また、津島地区の自然や歴史、人と人のつながりなど、ふるさと津島とその暮らし、及び原発事故による過酷な被害について具体的かつ詳細に事実を認定して損害賠償を命じました。しかし、悲願である原状回復請求が却下され損害賠償額も低い水準に抑えられたため、地区住民は原審判決の不十分さを克服するため控訴しました。

貴裁判所においては、地裁判決が認定した被害の実情を真摯に受け止め、地区住民の悲痛な訴えに耳を傾け、歴史の検証に堪える公正な判決を下されることを強く要請します。

氏 名	住 所
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

【取扱団体】

【署名集約先】

● 津島原発訴訟を支える会 事務局長：大滝史郎

〒963-8041 福島県郡山市富田町上ノ台20-58
TEL 080-9809-8951

● 福島原発事故津島被害者原告団 事務局長：武藤晴男

〒963-8833 福島県郡山市香久池2丁目13-11
TEL 090-3366-1020

※ 随時集約を行いますので、上記宛て送付いただきますようお願いいたします。

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」とは

● 津島地区の約半数の住民が提訴

「津島原発訴訟」は、福島第一原発事故による高濃度の放射線汚染のため全域が「帰還困難区域」に指定された、福島県双葉郡浪江町津島地区の住民の半数近い約680名が国と東電を被告として提起しました。

● 原状回復請求

本訴訟の最大の目的は、ふるさと津島への帰還のために地区全域の除染等を国と東電の責任で行うことを求める原状回復請求です。

● 訴訟の経緯

2015年9月、福島地方裁判所郡山支部に提訴。2021年7月判決、国・東電の責任を認め断罪するも、原状回復請求は却下。2021年8月、仙台高裁に控訴し現在審理中。



団体署名へのご協力のお願い

● 団体署名

ふるさとを返せ 津島原発訴訟

安全を確保せず国策として原発を推進した国の責任を明らかにし、津島の原状回復を実現する公正な判決を求める団体署名

2022年の6.17最高裁判決は国の責任を否定し、その後続く下級審では同様の判断が繰り返されていきます。しかし、そうした事実を無視した司法判断が続くことは、必ずや将来に禍根を残します。長時間の電源喪失や過酷事故への対策を不要として、万が一にも事故を起こさないための安全対策を取らずに、漫然と安全神話を喧伝してきた国に、事故に係る責任がないなどと言えるはずはありません。

ついては、仙台高等裁判所裁判官に、この過酷な原発事故の被害に真摯に向き合い、自らの良心に従い独立して公正な判決を要請する団体署名にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」原告団・弁護団・支える会

● 個人署名

ふるさとを返せ 津島原発訴訟

原発事故の責任を問いふるさとを原状回復するために公正な判決を求める署名

10万筆を突破し、引き続き取り組んでいます。

< 連絡先 >

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団事務局
〒160-0022 新宿区新宿 2-1-3 サニーディ新宿御苑 10F
TEL : 03-3352-3663 FAX: 03-3352-9476

津島原発訴訟を支える会 事務局長 大滝史郎
〒963-8041 福島県郡山市富田町上ノ台 20-58
TEL : 080-9809-8951

ふるさと津島の悲劇を
再び繰り返さないために

福島原発事故の
国の責任を認める
公正な判決を!!

ふるさとを返せ 津島原発訴訟